

当薬局の設備・機能及び処方箋応需にあたって提供するサービスの概要

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、調剤基本料1、地域支援体制加算2及び連携強化加算の算定が認められている薬局です。
2. 当薬局は、どの保険医療機関の処方箋でも応需します。
現在、約2000品目の医薬品を備蓄し、当薬局周辺の保険医療機関をはじめ大学病院などひと月に約140の保険医療機関の処方箋を応需しています。
3. 当薬局は、休日や夜間も処方箋を受付けます（詳しくは別掲示を参照ください）。
4. 当薬局は、生活保護法、感染症法、障害者総合支援法などの各種公費負担医療のほか労災医療に係る処方箋も受付けます。
5. 当薬局は、患者様の服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無、他医療機関の受診状況等を確認させていただいています。
また、服用薬の重複や相互作用をチェックするため、併用薬、服薬状況などについてお伺いいたしますので、ご協力をお願い申し上げます。
6. 当薬局は、服用される薬の名称と効能、服用方法及び服用にあたってご注意いただきたい点などを文書にして提供します。また、薬をお渡しした後も必要に応じて電話等にて服薬期間中の体調の変化等をお伺いすることがあります。
ご自身の薬の服用歴を記録するための専用の手帳（おくすり手帳）を作成することをおすすめしています。この手帳によって、かかりつけの医師、歯科医師や訪問看護師、ケアマネジャーなどケアを担当する者が患者さんの服用薬を確認することができます。
7. 当薬局は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に積極的に対応し、後発医薬品調剤体制加算1の算定が認められています。
8. 当薬局の薬剤師は、患者さんの安心・安全や健康に貢献する「かかりつけ薬剤師」として複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行っています。
「かかりつけ薬剤師」を希望される場合、薬剤師から内容をご説明させていただきますので、お気軽にお声がけください。
9. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して薬学的管理及び服薬指導を行います。それに伴い、在宅薬学総合体制加算、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算、在宅中心静脈栄養法加算の算定が認められています。
10. 当薬局は、クリーンベンチの設備を備え、注射薬等の無菌的な製剤を行います。
11. 当薬局は、有効かつ安全に薬物療法を受けていただくために、処方した医師に問い合わせを行う場合があります。また、必要があれば、患者様の了解のもと、服薬状況などについて処方医に情報提供します。
12. 当薬局は、自己注射療法を行っている患者様の使用済み注射針の回収に応じています。
13. 当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収

書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

医療DX推進の体制に関する事項

1. 当薬局ではオンライン資格確認等システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
2. 当薬局ではマイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
3. 当薬局では電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施しています。

患者様に実費負担いただくサービス等について

患者様の希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしています。

1. 薬機法の承認を受けたものの保険適用前の医薬品を調剤する場合
薬剤料：投与数量に応じた実費

薬局の体制に関わる情報の周知について

*休日、夜間を含む時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制を備えています。

休日、夜間連絡先：080-1081-9066

*災害時や振興感染症発生時には対応可能な体制を備えています

- ・改正感染法に基づく第二種協定指定医療機関として締結しています。
- ・検査キット（対外診断用医薬品）の販売を行っています。
- ・オンライン服薬指導による対応を行っています。
- ・要指導薬、一般用医薬品の取り扱いをしております。

*患者の急変時等の開局時間以外における在宅業務に対応できる体制を備えています。

- ・医療用麻薬（注射薬を含む）を取り扱っています。
- ・小児在宅患者（医療的ケア児等）の対応を行っています。
- ・高度管理医療機器、医療材料、衛生材料を取り扱っています